

## 医療法人穂仁会一般事業主行動計画

職員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備のために行動計画を策定する。

- ・ 現在、子供の受診のために勤務に遅れる場合は遅刻扱いとなるか、若しくは定められた届出により承認を得て、年次有給休暇を半日単位で振替えている。
- ・ 前事業年度の男性の育児休業取得率は20%であり目標未達であった。
- ・ 10事業年度前後に採用した職員の平均勤続年数は男性7年、女性9年である。

1. 計画期間： 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 計画内容

目標1 職員が、子供の受診等において時間単位で年次有給休暇が取得できる制度の導入の検討

[対策]

- ・ 令和5年8月～対象職員その他、管理者等幅広い職員層へのアンケートの実施
- ・ 令和6年4月～アンケート結果の分析・評価、対応策の検討
- ・ 令和7年4月～規程改定の周知と、システム入力等の事務手続きの普及

目標2 男性職員の育児休業（出生時育児休業を含む）の取得率を30%以上にする

[対策]

- ・ 令和5年8月～管理者会議や院内連携会議において制度の周知・啓発を実施
- ・ 令和6年4月～管理者による現場意見の集約、課題の把握と是正案の提示
- ・ 令和7年4月～取得状況の把握と更なる取得拡大に向けての啓発の継続

目標3 男女の平均勤続年数を男性8年、女性は10年以上とする。

[対策]

- ・ 令和5年8月～退職理由の分析、職員満足度のアンケート実施と分析
- ・ 令和6年4月～結婚・妊娠時の出産後の働き方については適宜、キャリアアップの意向については年2回、上司と面談を行う
- ・ 令和7年4月～アンケート結果からの課題に取り組む